

## 川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA会則

### 第1章 総則

第1条 本会は、川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA（以下「本会」とする。）と称する。

第2条 本会の事務所は、川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「本校」とする。）内に置く。

第3条 本会は、保護者と本校職員が生徒の教育について一体となって協力し、家庭・学校・社会における福祉の増進を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、生徒の福利増進のために活動している他の団体と協力しながら活動する。営利的・政治的・宗教的活動は一切行わない。

### 第2章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する職員とする。

第6条 本会の会員は、次のとおり権利と義務を有する。

- (1) 本会の役員を選挙することができる。
- (2) 本会の目的達成のため、総会において動議を提出することができる。
- (3) 本会の目的達成のため、積極的に事業に参加するよう努めなければならない。
- (4) 本会の目的達成のために総会で定められた金額の会費を納付しなければならない。
- (5) 本会を退会することができる。

退会方法他については「川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA退会規程」に定める。

### 第3章 役員

第7条 本会の全体を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名程度
- (3) 会計4名程度（うち1名は教職員とする。）
- (4) 書記4名程度
- (5) 会計監査2名（うち1名は教職員とする。）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のとき、または会長の命あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の金銭の収入と支出の記録・会計報告書の作成等を行う。
- (4) 書記は、議事の記録、書類の管理等を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計及び執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条 役員は、立候補によって会員の中から選出する。

第10条 役員の仕事は当該年度選出から翌年度次期役員選出までとし、再選を妨げない。

役員に任期中に欠員が生じたときは、役員で構成された役員会の協議でこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 運営委員会

- 第11条 運営委員会は、役員・学年委員長及び副委員長・学校長・教頭及びPTA担当教員で構成し、本会の全般的な企画・予算の立案及び会務の運営にあたる。
- 第12条 会務執行のため、学年に関連した事業の立案・推進を行うために学年委員会を設ける。
- 第13条 学年委員は、各学級2名程度以上とし、互選により委員長を選出し、また副委員長を選出することができる。

#### 第5章 総会

- 第14条 総会は、この会の最高の決議機関とする。
- 第15条 総会は、定期総会および臨時総会とし、運営委員会の判断により、書面による開催とすることができる。
- 第16条 定期総会は、4月に開催する。
- 第17条 総会の日時、および議題は、開会の1週間前までに通知すること。
- 第18条 総会は、会長が招集する。
- 第19条 総会は、委任状を含め会員の3分の2以上の出席で成立し、議長は会員の中から選出する。
- 第20条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第21条 総会で討議する事項は、次の通りとする。
- (1) 役員および会計監査の改選に関すること。
  - (2) 予算ならびに決算に関すること。
  - (3) 年度事業計画に関すること。
  - (4) 規約改正に関すること。
- 総会の開催が困難であると運営委員会が判断したときは、それに代わる手立てにより会員の承認を得ることができる。

#### 第6章 会計監査

- 第22条 会計監査は、この会の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。

#### 第7章 会計

- 第23条 本会の経費は、会費、寄付金および雑収入をもってまかなう。
- 第24条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第25条 本会の資産は、第1章の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第26条 本会の資産は、会長が管理する。
- 第27条 本会の会計決算書は、会計監査を経た後、総会の承認を得なければならない。
- 第28条 本会の慶弔見舞金規程は、「川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA慶弔見舞金規程」として別途定める。

## 第8章 個人情報取扱

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「川崎市立川崎高等学校附属中学校PTA個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

## 第9章 雑則

第30条 この会の運営に必要な事項は、細則として運営委員会の承認を得て、別に規程として定めることができる。

## 附則

本会則は、平成26年12月8日より施行する。

平成28年5月19日 一部改正

平成29年3月15日 一部改正

平成30年1月25日 一部改正

平成30年4月28日 一部改正

令和5年4月21日 一部改正